



消費生活通信 第159号 令和6年11月1日

東秩父村役場産業観光課内 ☎82-1223 (直通)

消費生活相談員は「消費生活通信」の作成や契約トラブルなどの相談をお受けしています。
金曜10時～15時30分 お気軽にご利用ください。情報提供も受け付けています。

高齢世帯でトラブル急増 給湯器や分電盤の点検にご注意ください

国民生活センター／経済産業省

給湯器や分電盤の使用に問題がないのに、「古くなっている」などと言って高額な交換工事を勧める事例が全国的に寄せられています。多くは突然の電話や訪問で点検を勧め、不安をあおって契約を迫るという手口です。中には、「自治体からの委託」「電気・ガス会社からの依頼」などと身分を偽るケースも見られます。

【分電盤】

「分電盤の交換をする」と言って業者が訪ねて来たので、契約中の電気事業者だと勘違いした。「古くなっているので新しい分電盤に交換した方がよい」と言われ、交換工事を契約したが、契約中の電気事業者とは関係なく、交換は必要ないことがわかった。解約したい。

【給湯器】

母の家に「自治体の委託を受けて給湯器の点検をしている」と事業者から電話があった。来てもらったところ「耐用年数が過ぎており交換した方がよい」と言われたらしいが、本当に自治体が業者に点検を依頼しているのか。



【被害にあわないために】

- 家庭等でのガス設備(給湯器やガスコンロなど)、電気設備は、法令により事業者による点検をするよう義務付けています。4年に1回以上、電力会社及びガス事業者の委託を受けた保安機関や事業者によって、無料で安全検査が行われています。その場合は事前に調査日時が記載された「お知らせ」が届き、調査員は身分証を携帯しています。
- 電話や訪問で点検を持ちかける業者には、安易に点検させないようにしましょう。
- 家に入れず、インターフォン越しに断りましょう。
- 買い替えなどを考えていたとしても、その場で決めず、十分に比較検討しましょう。

ネット上の違法・有害情報は通報できます

政府広報オンライン

ネット上の膨大な情報の中には、「闇バイト」「違法薬物」「児童ポルノ・わいせつ画像」などの有害なサイトも紛れています。犯罪を引き起こす原因になったり、安全や社会秩序が脅かされたりする社会問題に対応するため、通報先が設けられています。

違法・有害情報の通報先(通報のみ)

●インターネット・ホットラインセンター **検索**

<https://www.internethotline.jp/>



上記サイトの「通報フォーム」に違法・有害情報が掲載されたURLなどを入力します。匿名での通報も受け付けています。メールやSNSのダイレクトメッセージなど、特定の人しか見ることができない情報は対象外です。

国内のサーバーを利用しているサイトでの書き込みにより、名誉棄損やプライバシー侵害などの被害にあった時、相談者自身で行う削除対応方法などのアドバイスが受けられます。

誹謗中傷などの相談先(総務省委託)

●違法・有害情報相談センター **検索**

<https://ihaho.jp/>



より安全なチャイルドシートの利用を

消費者庁

チャイルドシートを使用しているにもかかわらず、正しく座らせていなかったり体格に合っていないと、本来の機能が発揮できないことがあります。以下の点に注意し、正しく使用しましょう。

- 子どもが6歳になるまでは必ず使用し、6歳以上でもシートベルトを正しく使える体格になるまではチャイルドシートを使用しましょう。
- 取り扱い説明書をよく読み、子どもの体格に合わせて確実に座席や体を固定しましょう。
- 新たにチャイルドシートを購入する場合は、新安全基準(UN-R129)に適合したものを選びましょう。



<消費生活相談> お気軽にご相談ください

●日時 毎週 月・火・木・金 (祝祭日をのぞく)

月・火・木曜日は行政職員、金曜日は相談員

10時から15時30分 (変更になる場合があります)

●場所 産業観光課 電話 82-1223 (直通)